

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月24日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社SAMホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
【電話番号】	03 - 5312 - 8920
【事務連絡者氏名】	代表取締役 佐藤 昌弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社SAMホールディングス (東京都新宿区新宿二丁目5番10号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社SAMホールディングスを指し、「対象者」とは、ハイブリッド・サービス株式会社を指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

ハイブリッド・サービス株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者株式を取得及び保有することを主たる事業として、平成25年3月に設立された株式会社であり、本書提出日現在、首都圏を中心にマンションの仕入・開発・分譲・管理等を行う株式会社レクシオ（東京都新宿区）の創業者である佐藤昌弘が代表取締役を務め、その発行済株式の全てを所有しております。

このたび、公開買付者は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）市場（注1）に上場している対象者普通株式のうち、対象者の親会社である株式会社エフティコミュニケーションズ（以下「エフティコミュニケーションズ」といいます。）が所有する対象者普通株式（26,778株、対象者が平成25年5月15日に提出した第28期第1四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数（57,319株）から同四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在対象者が保有する自己株式数（8,444株）を控除した株式数（48,875株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：54.79%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。））を取得することを目的に、本公開買付けを実施することといたしました。なお、本公開買付けは、当該取得により公開買付者が所有する対象者株券等に係る株券等所有割合が三分の一を超えることとなるため、法第27条の2第1項第2号の規定に従い公開買付けの手続をとるものです。

（注1）平成25年7月16日付で予定されている大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の現物市場の統合に伴い、対象者普通株式は、当該統合日において東京証券取引所JASDAQのスタンダード区分に上場することとなります。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズとの間で、平成25年6月21日付で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、エフティコミュニケーションズが本書提出日現在所有する対象者普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）の全部について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、本応募契約の内容につきましては、下記「(5) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」をご参照ください。

また、公開買付者は、対象者との間で、平成25年6月21日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する決議を行い、かつ、その取締役会決議を維持する旨の合意を得ております。なお、本資本業務提携契約の内容につきましては、下記「(5) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。

公開買付者は、上記のとおり、対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが本書提出日現在所有する対象者普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）を取得するために本公開買付けを実施し、また、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場での上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおける買付予定数の下限及び上限をエフティコミュニケーションズが本公開買付けに応募する旨の合意をしている株式数と同数（26,778株）に設定しております。よって、応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,778株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方で、応募株券等の総数が買付予定数の上限（26,778株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、本公開買付けが対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが所有している対象者普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）を取得することを目的としているため、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は、エフティコミュニケーションズとの間で合意できる価格とすることいたしました。

本公開買付け価格（25,400円）は、本公開買付けの実施について公表した前営業日である平成25年6月20日の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場における対象者普通株式の終値25,900円に対して1.93%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、ディスカウントの計算において同じです。）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値27,397円（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して7.29%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値30,157円に対して15.77%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値31,420円に対して19.16%のディスカウントをした価格となります。

また、本公開買付け価格（25,400円）は、本書提出日の前営業日である平成25年6月21日の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場における対象者普通株式の終値25,980円に対して2.23%のディスカウントをした価格となります。なお、本公開買付け価格の算定の基礎や経緯等の詳細につきましては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」をご参照ください。

対象者が平成25年6月21日付で公表した「株式会社SAMホールディングスとの資本業務提携及び当社普通株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によりますと、対象者は、対象者のファニチャー事業（輸入家具の販売等）、ファシリティ関連事業（オフィスの移転・新設・リニューアル等）及び環境関連事業（太陽光発電システム、LED照明等の環境配慮型商品の販売等）の各新規事業の更なる業容拡大を展開するには、公開買付け者の代表取締役である佐藤昌弘が不動産業を営む過程において構築した多数の建設会社、不動産デベロッパー及び不動産管理会社との関係性を活用し、これまで対象者自身では接点の無かったそれらの不動産関連事業者に向けて対象者の輸入家具や太陽光発電システム等の販売を積極展開することによって対象者の収益の向上が見込めるとの考えのもと、公開買付け者の有する不動産ネットワークの活用が有効であり、また、公開買付け者からの取締役派遣などの経営参画によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、後述する過去における不適切な取引及び会計処理によって毀損した信頼の回復に努めていくことが、対象者の企業価値の向上に寄与するものと判断したとのことです。対象者の取締役会は、このような対象者の企業価値向上に関する検討、公開買付け者の意向、株式会社エスネットワークス（以下「エスネットワークス」といいます。）より取得した対象者の株式価値算定書の内容、対象者のリーガル・アドバイザーであるみらい総合法律事務所から受けた法的助言、大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役の櫻井紀昌氏から取得した意見書等を踏まえ慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年6月21日開催の対象者の取締役会において、利害関係を有しない取締役3名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、上記取締役会にはすべての監査役が審議に参加し、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

一方で、本公開買付け価格に関しては、本公開買付け価格が、対象者、公開買付け者及びエフティコミュニケーションズから独立した第三者算定機関であるエスネットワークスより取得した株式価値算定書における市場株価平均法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には公開買付け者とエフティコミュニケーションズとの協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記取締役会には、鳴海輝正氏を除く取締役3名（うち社外取締役1名）の全員が出席し、その全員一致により当該決議を行っているとのことです。対象者取締役のうち鳴海輝正氏は、本公開買付けに関する審議及び決議の時点で公開買付け者との間で本応募契約を締結している対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズの取締役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付け者との協議には参加していないとのことです。

また、上記取締役会においては、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、いずれも当該決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者の意見の内容につきましては、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

対象者は、昭和61年にワードプロセッサ及びPOSレジ用インクリボン、インクジェットカートリッジの販売会社として創業し、市場ニーズの変化・オフィス用品業界の動向変化に合わせて、トナーカートリッジ、インクジェットカートリッジの品揃えの充実を図り、主にマーケティングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）市場において特定メーカーの枠に縛られない独立系企業として、海外調達を含めた独自の仕入れルートの開拓による商品調達力を強みに、メーカーブランド品や汎用品に関わらず、市場ニーズに応える商品供給体制を整え、マーケティングサプライ品のワンストップ・ベンダーとして、全国の有力な卸・小売業者、通販企業向けに販売しております。しかし、対象者の主力事業が属するオフィス事務用品のOAサプライ品市場は、企業のコスト削減意識の定着やペーパーレス化の進行等により、消耗品需要の減少及び販売価格の下落傾向が顕著となり、利益確保を重視した積極的な新規顧客、新商材の開拓等、強固な営業基盤の構築に努めたものの、業界内での過当競争による売上高及び売上総利益率の低下は自助努力だけでは困難な状況となり、新たなビジネスパートナーとの協業による新たなビジネスモデルの構築が喫緊の課題となっております。

このような状況のもと、対象者は平成19年11月1日付でエフティコミュニケーションズと資本業務提携契約（以下「平成19年11月1日付資本業務提携契約」といいます。）を締結し、同社により実施された公開買付けにより対象者普通株式27,778株（当該公開買付けに係る公開買付報告書（平成19年12月5日提出）に記載された買付け等後における株券等所有割合：51.00%）が取得された後現在に至るまで、エフティコミュニケーションズの連結子会社となり、同社との業務提携のもと、新規ビジネスとして、環境関連商品（太陽光発電システムなど）市場、ファシリティ関連市場、ファニチャー市場へと事業ドメインの拡大を進め、需要開拓を強化すべく、新規商材の開拓や既存顧客への提案に取り組み、新たなビジネスモデルの構築に努めてまいりました。また、対象者とエフティコミュニケーションズは、OA機器販売、OA機器の消耗品販売という事業内容から、顧客への商品・サービスの提供に関し、ビジネスモデルの面において共有する要素を持ち合わせておりました。そして対象者が有する多岐にわたる商品供給能力と、エフティコミュニケーションズが有する中小企業の顧客基盤や営業力・サポート体制とのリレーションを強化し、協業していくことにより両社の業績向上に努めておりましたが、マーケティングサプライ品のワンストップ・ベンダーとして卸売、通販業者への販売に強みがある対象者と、中小企業向けの小売販売に強みがあるエフティコミュニケーションズとは、営業基盤、営業手法の違いが大きく、当初想定していたシナジー効果が発揮出来ない状況となっているとのことです。

また、対象者は、環境関連事業において一部の取引先との間で不適切な取引が存在する疑義が生じたとして、平成24年5月31日に第三者調査委員会の設置を決議し、同年7月24日付で第三者調査委員会より調査報告書を受領しております。そして、対象者は、当該第三者調査委員会による調査及びその後の対象者の社内調査の結果を受けて、在庫の不適切な返品処理に関する会計処理を訂正するため、同年7月30日付で、過年度の有価証券報告書（平成21年12月期、平成22年12月期及び平成23年12月期）、四半期報告書（平成21年12月期第2四半期及び第3四半期並びに平成22年12月期の第1四半期乃至第3四半期）及び内部統制報告書（平成21年12月期、平成22年12月期及び平成23年12月期）の各訂正報告書を提出しております。

さらに、同報告書に記載された対象者及び対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズの取締役並びに対象者の元取締役による善管注意義務等法令違反の可能性がある旨の指摘等の事実関係の確認・精査を行うため、同年8月6日に特別コンプライアンス委員会の設置を決議し、同年10月4日付で特別コンプライアンス委員会より調査報告書を受領しております。なお、同報告書の結果は、対象者及びエフティコミュニケーションズについて、両社のコンプライアンス意識に問題はあっても、両社の取締役らにつき任務懈怠等の法的義務違反及び善管注意義務違反、忠実義務違反等を理由とする損害賠償責任を認めるに足る具体的事実は確認されず、民事上、刑事上の責任は認め難いと判断されております。なお、対象者によれば、上記の過年度の決算訂正に対する課徴金は課されていないとのことです。

公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘は、それまでの斯業経験から平成11年4月に株式会社東興住宅（現 株式会社レクシオ）を創業し、徹底したマーケティングによりお客様の声を活かした「求められるマイフィットマンション」、優れた品質のマンションをリーズナブルな価格で市場に供給することをコンセプトとした「リスペックマンションプロジェクト」等のマンション販売事業を主に手掛けてまいりました。また、平成15年6月には株式会社レクシオの子会社として株式会社レクシオ・ライフパートナーを設立し、同社においては主に自社が販売した首都圏におけるファミリーマンション物件の管理業務を行っております。佐藤昌弘はこれまでの経営者としての経験、情報ネットワーク、マーケティング力、企画提案力を活かせる事業として、M&Aを視野に入れた投資事業に着目しておりました。

そのような中、平成24年11月頃、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘は、M&A及び不動産コンサルティング業並びに保険代理店業を営む株式会社北里を通じて対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズから、同社が所有する対象者普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）の買付者として対象者の新たなパートナーへの打診を受けたところ、新規に投資事業を立ち上げることを企図し、投資候補先の選定を行っていた佐藤昌弘とエフティコミュニケーションズの意向が合致したことから、平成25年3月、対象者に対して事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスを実施し、対象者普通株式の取得について検討を始めました。一方で、佐藤昌弘は、新たな事業を始めるにあたり、短期的に株式売却益だけを目的とする売買ではなく中長期的に対象企業の経営に関与し、自ら対象企業の成長を支援し対象企業の企業価値向上に寄与するため、平成25年3月に公開買付者を設立し、株式会社レクシオ及び株式会社レクシオ・ライフパートナーの代表

取締役を退任し、保有していた両社の株式も売却いたしました。そして、公開買付者は、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘が不動産業を営む過程において構築した多数の建設会社、不動産デベロッパー及び不動産管理会社との関係性を活用し、これまで対象者自身では接点の無かったそれらの不動産関連事業者に向けて対象者の輸入家具や太陽光発電システム等の販売を積極展開することによって対象者の収益の向上が見込めるとの考えのもと、対象者と対象者の企業価値の向上について検討・協議を行いました。その結果、佐藤昌弘が今まで培ってきた不動産ネットワークを活用することにより、対象者にとっては比較的新規事業であるファニチャー事業（輸入家具の販売等）、ファシリティ関連事業（オフィスの移転・新設・リニューアル等）及び環境関連事業（太陽光発電システム、LED照明等の環境配慮型商品の販売等）の業容拡大が見込めること、また、佐藤昌弘という経営人材を派遣することにより対象者のかねてよりの主力事業であるマーケティングサプライ事業の営業強化をしつつ既存業務の合理化を行うことができることから、公開買付者が対象者に経営参画することによる対象者の企業価値向上が可能であると判断し、平成25年6月21日、エフティコミュニケーションズとの間で本応募契約を、また対象者との間で本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けを実施することといたしました。なお、上記のとおり、対象者において過去に不適切な取引及び会計処理が行われた事実はございますが、公開買付者といたしましては、対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスにおいてこれまでの経緯について報告を受けた上で、有価証券報告書等の過年度の決算訂正も速やかに実施されており、内部統制の整備及び運用の重要性について強い認識をもち、第三者調査委員会や特別コンプライアンス委員会からの提言を踏まえて、是正措置、再発防止措置を講じるべく、コンプライアンス教育の強化、内部通報制度の周知徹底等を実施する対象者の姿勢も確認したことから、本公開買付けによる対象者普通株式の取得について問題がないものと判断しております。

### (3) 本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付け成立後の公開買付者及び対象者の提携・協力関係については、平成25年6月21日付で公開買付者と対象者との間で本資本業務提携契約を締結しておりますが、本資本業務提携契約において本公開買付け成立後に両社で協議する旨定められている事項、及び、本資本業務提携契約に定めがない事項につきましては、本公開買付け成立後に両社で検討することを予定しております。なお、本資本業務提携契約の内容につきましては、下記「(5) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。

なお、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘は、本公開買付け成立後、できるだけ早い時期に対象者の取締役として対象者の経営に参加する予定ですが、現時点においてその時期等は未定です。

対象者と対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズは、平成19年11月1日付資本業務提携契約及びその後の協定に基づき、本書提出日現在、対象者に対し取締役1名（鳴海輝正氏）の派遣と15名の従業員を外向させておりますが、本応募契約において、エフティコミュニケーションズは、本公開買付けの成立を条件に対象者との間で平成19年11月1日付資本業務提携契約を速やかに合意解約するよう努力することに合意し、また、対象者がエフティコミュニケーションズから対象者への出向者の出向を対象者の裁量で終了できることを確認しております。但し、公開買付者は、対象者の円滑な業務推進のために、本公開買付け成立後も対象者とエフティコミュニケーションズとの間の業務上の提携関係を継続させたいと考えており、その趣旨にはエフティコミュニケーションズも同意いただいていることから、特段の事情がない限り引き続き鳴海輝正氏に対象者取締役として経営に参画していただくこと、また、エフティコミュニケーションズから対象者への従業員の出向についても当面の間は継続していただくことを考えております。なお、鳴海輝正氏は、エフティコミュニケーションズが平成25年6月27日開催予定の定時株主総会をもって任期満了に伴い、エフティコミュニケーションズ取締役を退任する予定です。

また、対象者とエフティコミュニケーションズは、平成19年11月1日付資本業務提携契約の解消に関する詳細の取り決めを決議し、本公開買付け成立後、平成19年11月1日付資本業務提携契約の解消に関する合意書を締結する予定とのことです。

### (4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが公開買付者との間で本応募契約を締結していることから、対象者の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性がありうることを踏まえ、本公開買付け価格の公正性を担保するために、以下の措置を講じているとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、エスネットワークスから取得した株式価値算定書の内容、みらい総合法律事務所から受けた法的助言、大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役の櫻井紀昌氏から取得した意見書等を踏まえ慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年6月21日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

一方で、本公開買付価格に関しては、本公開買付価格が、対象者、公開買付者及びエフティコミュニケーションズから独立した第三者算定機関であるエスネットワークスより取得した株式価値算定書における市場株価平均法及びDCF法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には公開買付者とエフティコミュニケーションズとの協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も対象者普通株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記取締役会には、鳴海輝正氏を除く取締役3名（うち社外取締役1名）の全員が出席し、その全員一致により当該決議を行っているとのことです。対象者取締役のうち鳴海輝正氏は、本公開買付けに関する審議及び決議の時点で公開買付者との間で本応募契約を締結している対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズの取締役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議には参加していないとのことです。

また、上記取締役会においては、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、いずれも当該決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会が本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明すること（以下「本意見表明」といいます。）は、第三者である公開買付者が対象者の支配株主であるエフティコミュニケーションズからの対象者普通株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明であり、本公開買付け成立後に予定されている対象者とエフティコミュニケーションズとの間の平成19年11月1日付資本業務提携契約の解約とともに対象者の支配株主との取引に該当するため、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12条の2に基づき、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手が求められるところ、対象者は、平成25年6月21日開催の取締役会に先立ち、同日、支配株主との間に利害関係を有しない大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役の櫻井紀昌氏から、本公開買付けについて、本公開買付けの目的は、公開買付者の代表者である佐藤昌弘が対象者の経営に参画することにより、営業基盤強化、業務の合理化、不動産ネットワークの活用による新規事業の業容拡大等が期待できることにあり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的とは認められない、公開買付者は、本公開買付けが成立した後も対象者普通株式の上場を維持する方針であり、本公開買付けの成立後において、対象者の置かれる環境が大幅に変わることなく、証券市場における株主との関係も従来通りと見込まれる、本公開買付け成立後には、公開買付者が経営に参画することが予定されているものの、その時期や関わり方については今後の協議に委ねられており、現状の社内体制に急激な変化が起きることは予定されていないことから、本意見表明に係る対象者の決定が、少数株主にとって不利益なものではない、現在、対象者はエフティコミュニケーションズ及び同社グループ企業との間に商品販売等の取引関係があるものの、その取引金額は重要性に乏しいことから、本公開買付け成立後に予定されている平成19年11月1日付資本業務提携契約の解約が対象者の業績に与える影響は軽微であり、また、当該契約を解約しても、エフティコミュニケーションズが対象者に派遣している鳴海輝正氏（本書提出日現在対象者取締役営業統括本部長）を引き続き対象者取締役として経営に参画させること、エフティコミュニケーションズから対象者への従業員の出向についても当面の間は継続することなど、その影響を緩和する措置がとられていることから、平成19年11月1日付資本業務提携契約の解約に係る対象者の決定が、少数株主にとって不利益なものではない、と判断する旨の意見書を入手しているとのことです。

なお、櫻井紀昌氏は、かかる意見書において、本公開買付価格の算定にあたっては、事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスを行い、適切な手順により得られた客観的資料に基づく検討を踏まえたものであり、一定の客観性があるものの、本公開買付価格が、類似会社比準法に基づく価格のレンジを上回る反面、市場株価平均法及びDCF法に基づく価格レンジを下回ること、本公開買付けはエフティコミュニケーションズが保有する対象者普通株式の取得を企図したものであり、本公開買付価格がエフティコミュニケーションズと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであること、本公開買付け成立後も対象者普通株式の上場が維持されること、平成25年6月19日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」において対象者の業績予想を修正したこと等の事情を総合的に鑑みると、本公開買付価格が妥当な金額か否かについては、当職において断定的に判断することができない、従って、応募にあたっては、株主の判断に委ねることが相当である旨を併せて意見を述べているとのことです。

対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会での本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、対象者のリーガル・アドバイザーにみらい総合

法律事務所を選任し、同法律事務所から対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。なお、同法律事務所はエフティコミュニケーションズの顧問も務めておりますが、本件に関しては適正手続及び公正性確保の見地から、対象者のリーガル・アドバイザーとして、適切な助言を受けているとのことです（エフティコミュニケーションズはサン総合法律事務所を別途リーガル・アドバイザーに選任しているとのことです。）。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意見表明を行うにあたり、本公開買付け価格の公正性を担保するための資料として、対象者、公開買付者及びエフティコミュニケーションズから独立した第三者算定機関であるエスネットワークスに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、エスネットワークスから平成25年6月20日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、エスネットワークスから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。エスネットワークスは、対象者、公開買付者及びエフティコミュニケーションズの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して利害関係を有していないとのことです。

エスネットワークスは、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比準法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っているとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 25,900円から31,420円

DCF法 41,596円から59,703円

類似会社比準法 9,263円から21,513円

#### ( ) 市場株価平均法

市場株価平均法では、算定基準日を平成25年6月20日として、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場における対象者普通株式の基準日終値（25,900円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（27,397円）、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（30,157円）及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（31,420円）をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を25,900円から31,420円と算定しているとのことです。

#### ( ) DCF法

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年12月期第1四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を41,596円から59,703円までと算定しているとのことです。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

#### ( ) 類似会社比準法

類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値を9,263円から21,513円までと算定しているとのことです。

#### (5) 本公開買付けに係る重要な合意

##### 本応募契約

公開買付者は、上記のとおり、対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズとの間で、平成25年6月21日付で本応募契約を締結し、エフティコミュニケーションズが本書提出日現在所有する対象者普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

本応募契約においては、エフティコミュニケーションズが本公開買付けに応募するための前提条件として、本公開買付けが開始され、撤回されていないこと、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の決議を行っていること、公開買付者について本応募契約に定める重要な義務（注2）の違反が存しないこと、本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証（注3）が真実かつ正確であることが定められておりますが、エフティコミュニケーションズが、その裁量によりこれらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていません。

また、エフティコミュニケーションズは、同契約において、上記「(3) 本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けの成立を条件に対象者との間で平成19年11月1日付資本業務提携契約を速やかに合意解約するよう努力することに合意し、また、対象者がエフティコミュニケーションズから対象者への出向者の出向を対象者の裁量で終

了できることを確認しております。但し、公開買付者は、特段の事情がない限り引き続き、エフティコミュニケーションズが対象者に派遣している鳴海輝正氏に対象者取締役として経営に参画していただくこと、また、エフティコミュニケーションズから対象者への従業員の出向についても当面の間は継続していただくことを考えております。なお、鳴海輝正氏は、エフティコミュニケーションズが平成25年6月27日開催予定の定時株主総会をもって任期満了に伴い、エフティコミュニケーションズの取締役を退任する予定です。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、( )本公開買付けを実施する義務、( )本応募契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡等してはならない義務、( )秘密保持義務を負っています。

(注3) 本応募契約においては、( )公開買付者の適法かつ有効な設立・存続、( )本応募契約を締結し履行する権限の存在、( )本応募契約についての強制執行の可能性、( )本応募契約の締結及び履行の関係法令・契約等との抵触の不存在、( )公開買付者に関する倒産手続等の不存在、( )公開買付者の本公開買付けに必要な資金の所有、( )公開買付者と暴力団との関係の不存在が、公開買付者の表明保証事項とされています。

#### 本資本業務提携契約

公開買付者と対象者は、平成25年6月21日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は、以下のとおりです。なお、本書提出日現在において、対象者からは、下記( ) (b)に掲げる事項を行う予定はないとの連絡を受けており、また、公開買付者及び対象者との間で同事項に関し合意している事項はありません。

#### ( ) 本公開買付けの実施

公開買付者は、本書記載の内容にて、本公開買付けを実施する。

#### ( ) 本公開買付けへの賛同等

(a) 対象者は、対象者の取締役会において、平成25年6月21日に本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を行い、かつ、大阪証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨を公表する。また、対象者は、本公開買付け開始と同日に、法令に従いその旨を記載した意見表明報告書を提出する。

(b) 対象者は、本公開買付けの決済が終了するまでの間、上記(a)に定める本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。

#### ( ) 重要事項の決定

(a) 対象者は、本資本業務提携契約締結日以降、善良なる管理者の注意をもって、本資本業務提携契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を遂行するものとし、かつ、その子会社をしてこれらを行わせしめる。

(b) 対象者は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く。）、公開買付者の事前の書面による承諾のある場合を除き、(イ)定款その他重要な内部規則の変更、(ロ)重要な資産の取得、譲渡、担保権の設定その他の処分、(ハ)業務上重要な契約の締結、修正、解約、解除又は終了、(ニ)組織再編行為、(ホ)その他対象者の運営、財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産、負債、将来の収益計画又は信用状況等に重大な影響を与えるおそれのある一切の行為等を行い、また対象者の子会社をして行わせてはならない。

#### ( ) 業務提携

対象者及び公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の企業価値を向上させることを目的に、公開買付者による対象者への経営指導、財務コンサルティング、営業コンサルティング、役員及び人材の派遣、従業員の出向等を含めて、業務提携することに合意する。

そして、対象者及び公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、当該提携の具体的な条件及び内容並びに対象者のその後の経営体制、成長戦略及び事業展開の方針等について協議するものとする。

#### ( ) 協議事項

対象者は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く）、(イ)会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムを含む）に関する決定及び変更、(ロ)経営計画の策定、(ハ)重要な組織変更、(ニ)事業所の開設、閉鎖、移動、(ホ)訴訟等に関する行為（訴訟等の提起を除く）等を行い、又は、対象者の子会社をして行わせる場合には、公開買付者との間で事前に協議を行うものとする。

#### ( ) 報告事項



対象者は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く。）、公開買付者に対して、  
(a)(イ)主要な販売先及び仕入先との取引状況、(ロ)金融機関との取引状況、(ハ)キャッシュフローに関する状況、  
(ニ)長期滞留在庫及び総在庫の状況、(ホ)長期滞留債権及び総滞留債権の状況等を、毎月報告し、(b)四半期決算を、各  
四半期に報告し、(c)決算を各期末に報告し、(d)(イ)取引に関する不測の損害に関する事項、(ロ)従来予定していな  
かった在庫処分に関する事項、(ハ)在庫の評価損に関する事項等を、随時報告するものとする。

(6) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

本公開買付けは、対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが所有している対象者普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）を取得することを目的としているため、現時点において、本公開買付け成立後に、対象者普通株式を追加で取得することは予定しておりません。

なお、公開買付者は、本公開買付けの買付予定の株券等の数において買付予定数の上限（26,778株）を、エフティコミュニケーションズが本公開買付けに応募する旨の合意をしている株式数と同数（26,778株）と設定しておりますので、本公開買付けにエフティコミュニケーションズ以外の対象者の株主の応募があった場合には、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うため、エフティコミュニケーションズは応募した対象者普通株式の全ての売却ができないこととなります。この点について、本応募契約において、エフティコミュニケーションズは、本公開買付け成立後3年間、公開買付者による事前の承諾がない限り、対象者普通株式を第三者に売却しないことに合意しております。但し、株主としての議決権その他の権利の行使については、公開買付者及びエフティコミュニケーションズの間において何らも合意するものではなく、それぞれ自己の完全な裁量に基づいて独立してこれを行使することが合意されており、本書提出日現在において、エフティコミュニケーションズは、公開買付者の実質的基準による特別関係者（法第27条の2第7項第2号）には該当しません。

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

本書提出日現在、対象者普通株式は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限（26,778株）を設定しておりますので、本公開買付け後に公開買付者が所有する対象者普通株式の所有株式数は最大で26,778株（所有割合：54.79%）にとどまります。従って、本公開買付けの成立後も、対象者普通株式は、引き続き大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場への上場が維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年6月24日（月曜日）から平成25年7月22日（月曜日）まで（20営業日）
公告日	平成25年6月24日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成25年8月5日（月曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

株式会社SAMホールディングス  
東京都新宿区新宿二丁目5番10号  
03-5312-8920 代表取締役 佐藤 昌弘  
確認受付時間 平日9時から17時まで

## (2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金25,400円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券( )	-
株券等預託証券( )	-
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、本公開買付けが対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが所有している対象者普通株式(26,778株、所有割合:54.79%)を取得することを目的としているため、本公開買付価格については、エフティコミュニケーションズとの間で合意できる価格とすることといたしました。</p> <p>公開買付者は、対象者が公表している財務情報、対象者に対して実施した事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場での上場を維持する方針であることから、対象者普通株式の直近の市場株価を基準にすべきと考え、本公開買付けの実施について公表した前営業日である平成25年6月20日までの大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場における対象者普通株式の直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値(それぞれ27,397円、30,157円及び31,420円)の推移を基礎にエフティコミュニケーションズとの間で協議・交渉を行ったところ、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘に対象者株式の取得について打診があった平成24年11月頃から比べると対象者普通株式の市場株価は上昇しているものの、対象者が平成25年5月14日付で公表した平成25年12月期第1四半期決算短信の連結業績(当該第1四半期連結累計期間における前年同期比は、売上高4.7%減、営業利益92.3%減、経常利益97.1%減、四半期純利益98.9%減)及び対象者が平成25年6月19日付で公表した業績予想の修正(平成25年12月期第2四半期(累計)及び通期ともに、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれもが前回発表予想を下回り、第2四半期(累計)においては四半期純損失を計上)も考慮し、最終的に25,400円とすることで合意に至ったことから、平成25年6月21日に、本公開買付価格を25,400円といたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格(25,400円)は、本公開買付けの実施について公表した前営業日である平成25年6月20日の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場における対象者普通株式の終値25,900円に対して1.93%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値27,397円に対して7.29%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値30,157円に対して15.77%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値31,420円に対して19.16%のディスカウントをした価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格(25,400円)は、本書提出日の前営業日である平成25年6月21日の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場における対象者普通株式の終値25,980円に対して2.23%のディスカウントをした価格となります。</p>

算定の経緯	<p>平成24年11月頃、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘は、M &amp; A 及び不動産コンサルティング業並びに保険代理店業を営む有限会社北里を通じて対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズから、同社が所有する対象者普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）の買付者として対象者の新たなパートナーへの打診を受けたところ、新規に投資事業を立ち上げることを企図し、投資候補先の選定を行っていた佐藤昌弘とエフティコミュニケーションズの意向が合致したことから、平成25年3月、対象者に対して事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスを実施し、対象者普通株式の取得について検討を始めました。一方で、佐藤昌弘は、新たな事業を始めるにあたり、短期的に株式売却益だけを目的とする売買ではなく中長期的に対象企業の経営に関与し、自ら対象企業の成長を支援し対象企業の企業価値向上に寄与するため、平成25年3月に公開買付者を設立し、株式会社レクシオ及び株式会社レクシオ・ライフパートナーの代表取締役を退任し、保有していた両社の株式も売却いたしました。そして、公開買付者は、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘が不動産業を営む過程において構築した多数の建設会社、不動産デベロッパー及び不動産管理会社との関係性を活用し、これまで対象者自身では接点の無かったそれらの不動産関連事業者に向けて対象者の輸入家具や太陽光発電システム等の販売を積極展開することによって対象者の収益の向上が見込めるとの考えのもと、対象者と対象者の企業価値の向上について検討・協議を行いました。その結果、佐藤昌弘が今まで培ってきた不動産ネットワークを活用することにより、対象者にとっては比較的新規事業であるファニチャー事業（輸入家具の販売等）、ファシリティ関連事業（オフィスの移転・新設・リニューアル等）及び環境関連事業（太陽光発電システム、LED照明等の環境配慮型商品の販売等）の業容拡大が見込めること、また、佐藤昌弘という経営人材を派遣することにより対象者のかねてよりの主力事業であるマーケティングサブライ事業の営業強化をしつつ既存業務の合理化を行うことができることから、公開買付者が対象者に経営参画することによる対象者の企業価値向上が可能であると判断し、平成25年6月21日、エフティコミュニケーションズとの間で本応募契約を、また対象者との間で本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けを実施することといたしました。</p> <p>以上の経緯を前提として、本公開買付けが対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが所有している対象者普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）を取得することを目的としているため、本公開買付価格については、エフティコミュニケーションズとの間で合意できる価格とすることといたしました。</p> <p>公開買付者は、対象者が公表している財務情報、対象者に対して実施した事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場での上場を維持する方針であることから、対象者普通株式の直近の市場株価を基準にすべきと考え、本公開買付けの実施について公表した前営業日である平成25年6月20日までの大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場における対象者普通株式の直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（それぞれ27,397円、30,157円及び31,420円）の推移を基礎にエフティコミュニケーションズとの間で協議・交渉を行ったところ、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘に対象者株式の取得について打診があった平成24年11月頃から比べると対象者普通株式の市場株価は上昇しているものの、対象者が平成25年5月14日付で公表した平成25年12月期第1四半期決算短信の連結業績（当該第1四半期連結累計期間における前年同期比は、売上高4.7%減、営業利益92.3%減、経常利益97.1%減、四半期純利益98.9%減）及び対象者が平成25年6月19日付で公表した業績予想の修正（平成25年12月期第2四半期（累計）及び通期ともに、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれもが前回発表予想を下回り、第2四半期（累計）においては四半期純損失を計上）も考慮し、最終的に25,400円とすることで合意に至ったことから、平成25年6月21日に本公開買付価格を25,400円といたしました。</p>
-------	--

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
26,778 (株)	26,778 (株)	26,778 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(26,778株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(26,778株)を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	26,778
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年6月24日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年6月24日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)	48,875
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	54.79
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	54.79

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(26,778株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者の第28期第1四半期報告書(平成25年5月15日提出)記載の平成24年12月31日現在の総株主等の議決権の数です。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付に係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続きが完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してから受付となります。なお、振替手続きには一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

#### (注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード(氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの)、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## 8【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	680,161,200
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	25,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	708,161,200

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(26,778株)に、本公開買付価格(普通株式1株当たり25,400円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	800,020
計(a)	800,020

#### 【届出日前の借入金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

##### ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
個人	佐藤 昌弘 (東京都世田谷区)	金銭消費貸借契約 金額：8億円 期間：3年 金利：2.5% 無担保	800,000
計			800,000

(注) 当該借入金(800,000千円)は、上記「届出日の前々日又は前日現在の預金」記載の普通預金800,020千円に含まれております。

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

800,020千円 ( (a) + (b) + (c) + (d) )

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年7月26日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成25年8月9日(金曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。



(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続きされる場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,778株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（26,778株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実為準ずる事実とは、公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	沿革
平成25年3月	商号を株式会社SAMホールディングスとし、本店所在地を東京都新宿区新宿二丁目5番10号、資本金の額を9,000,000円とする株式会社として設立。

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### 会社の目的

1. 有価証券の取得、保有、投資、運用
2. エムアンドエーに関する事業
3. 営業コンサルティング業
4. 財務コンサルティング業
5. 経営コンサルティング業
6. 労働者派遣事業
7. 情報提供サービス業務
8. 前各号に付帯関連する一切の事業

###### 事業の内容

公開買付者は、対象者株式を取得及び保有すること等を主たる事業としております。

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年6月24日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
9,000,000	900

##### 【大株主】

平成25年6月24日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合(%)
佐藤 昌弘	東京都世田谷区	900	100.00
計	-	900	100.00

##### 【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年6月24日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数(株)
代表取締役		佐藤 昌弘	昭和41年9月26日生	平成11年4月 株式会社東興住宅(現 株式会社レクシオ)代表取締役就任 平成15年6月 株式会社レクシオ・ライフパートナー代表取締役就任 平成25年3月 公開買付者代表取締役就任(現任) 平成25年4月 株式会社レクシオ及び株式会社レクシオ・ライフパートナー取締役退任	900
計					900

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成25年3月8日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 本資本業務提携契約

公開買付者と対象者は、平成25年6月21日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は、以下のとおりです。なお、本書提出日現在において、対象者からは、下記( ) (b)に掲げる事項を行う予定はないとの連絡を受けており、また、公開買付者及び対象者との間で同事項に関し合意している事項はありません。

#### ( ) 本公開買付けの実施

公開買付者は、本書記載の内容にて、本公開買付けを実施する。

#### ( ) 本公開買付けへの賛同等

(a) 対象者は、対象者の取締役会において、平成25年6月21日に本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を行い、かつ、大阪証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨を公表する。また、対象者は、本公開買付け開始と同日に、法令に従いその旨を記載した意見表明報告書を提出する。

(b) 対象者は、本公開買付けの決済が終了するまでの間、上記(a)に定める本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。

#### ( ) 重要事項の決定

(a) 対象者は、本資本業務提携契約締結日以降、善良なる管理者の注意をもって、本資本業務提携契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を遂行するものとし、かつ、その子会社をしてこれらを行わせしめる。

(b) 対象者は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く。）、公開買付者の事前の書面による承諾のある場合を除き、(イ)定款その他重要な内部規則の変更、(ロ)重要な資産の取得、譲渡、担保権の設定その他の処分、(ハ)業務上重要な契約の締結、修正、解約、解除又は終了、(ニ)組織再編行為、(ホ)その他対象者の運営、財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産、負債、将来の収益計画又は信用状況等に重大な影響を与えるおそれのある一切の行為等を行い、また対象者の子会社をして行わせてはならない。

#### ( ) 業務提携

対象者及び公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の企業価値を向上させることを目的に、公開買付者による対象者への経営指導、財務コンサルティング、営業コンサルティング、役員及び人材の派遣、従業員の出向等を含めて、業務提携することに合意する。

そして、対象者及び公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、当該提携の具体的な条件及び内容並びに対象者のその後の経営体制、成長戦略及び事業展開の方針等について協議するものとする。

#### ( ) 協議事項

対象者は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く）、(イ)会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムを含む）に関する決定及び変更、(ロ)経営計画の策定、(ハ)重要な組織変更、(ニ)事業所の開設、閉鎖、移動、(ホ)訴訟等に関する行為（訴訟等の提起を除く）等を行い、又は、対象者の子会社をして行わせる場合には、公開買付者との間で事前に協議を行うものとする。

( ) 報告事項

対象者は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く。）、公開買付者に対して、(a)(イ)主要な販売先及び仕入先との取引状況、(ロ)金融機関との取引状況、(ハ)キャッシュフローに関する状況、(ニ)長期滞在在庫及び総在庫の状況、(ホ)長期滞留債権及び総滞留債権の状況等を、毎月報告し、(b)四半期決算を、各四半期に報告し、(c)決算を各期末に報告し、(d)(イ)取引に関する不測の損害に関する事項、(ロ)従来予定していなかった在庫処分に関する事項、(ハ)在庫の評価損に関する事項等を、随時報告するものとする。

(2) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、エスネットワークスから取得した株式価値算定書の内容、みらい総合法律事務所から受けた法的助言、大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役の櫻井紀昌氏から取得した意見書等を踏まえ慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年6月21日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

一方で、本公開買付価格に関しては、本公開買付価格が、対象者、公開買付者及びエフティコミュニケーションズから独立した第三者算定機関であるエスネットワークスより取得した株式価値算定書における市場株価平均法及びDCF法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には公開買付者とエフティコミュニケーションズとの協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も対象者普通株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記取締役会には、鳴海輝正氏を除く取締役3名（うち社外取締役1名）の全員が出席し、その全員一致により当該決議を行っているとのことです。対象者取締役のうち鳴海輝正氏は、本公開買付けに関する審査及び決議の時点で公開買付者との間で本応募契約を締結している対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズの取締役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議には参加していないとのことです。

また、上記取締役会においては、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、いずれも当該決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

### 2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)						
	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月	平成25年5月	平成25年6月
最高株価(円)	37,000	36,900	34,750	38,500	33,050	34,300	28,340
最低株価(円)	22,660	31,150	27,750	32,100	29,100	27,520	25,000

(注) 平成25年6月については、平成25年6月21日までの株価です。

## 3【株主の状況】

## (1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## (2)【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

## 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-



#### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1)【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年3月30日 関東財務局長に提出

事業年度 第27期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年3月29日 関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第1四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年5月15日 関東財務局長に提出

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

訂正報告書(上記第26期有価証券報告書の訂正報告書)を平成24年7月30日に関東財務局長に提出

##### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

ハイブリッド・サービス株式会社

(東京都中央区新川一丁目3番17号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 5【その他】

### (1) 親会社（当社株式の間接保有）の異動

対象者は、平成25年6月3日付で「親会社（当社株式の間接保有）の異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表文によりますと、株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）は、対象者の親会社であり光通信が議決権の所有割合にして40.39%を出資するエフティコミュニケーションズについて、平成25年6月27日をもって、連結の範囲に含める見込みとなったとのことです。これにより、光通信が対象者の親会社（対象者の間接保有）に該当する見込みとなったとのことです。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

### (2) 業績予想の修正

対象者は、平成25年6月19日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表文によれば、対象者の平成25年12月期第2四半期（累計）及び平成25年12月期通期の連結業績見込は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

平成25年12月期第2四半期（累計）連結業績見込

（平成25年1月1日～平成25年6月30日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり当期純利益
					円 銭
前回発表予想（A）	10,085	100	80	51	1,043.48
今回修正予想（B）	10,300	24	42	25	511.51
増減額（B - A）	215	124	122	76	-
増減率（%）	2.1	-	-	-	-
（ご参考）前期第2四半期実績 （平成24年12月期第2四半期）	10,665	213	154	95	1,961.24

平成25年12月期通期 連結業績見込

（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
					円 銭
前回発表予想（A）	21,000	280	240	150	3,069.05
今回修正予想（B）	21,400	150	106	75	1,534.53
増減額（B - A）	400	130	134	75	-
増減率（%）	1.9	-	-	-	-
（ご参考）前期実績 （平成24年12月期）	20,928	366	299	133	2,725.22